

宮城県公報

行 宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

選挙管理委員会

- 衆議院議員総選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務代理者
○衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時
○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者
○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時
○衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額
○直接請求に要する選挙権を有する者の数（二件）
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第一区の選挙長の事務を行う場所
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第一区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第二区の選挙長の事務を行う場所
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第二区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第三区の選挙長の事務を行う場所
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第三区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第四区の選挙長の事務を行う場所

ページ

一
二
二
二
二
二
三
三
三
三
四
四
四

○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第四区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時

○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第五区の選挙長の事務を行う場所
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第五区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時

○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第六区の選挙長の事務を行う場所
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第六区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時

○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会立会人のくじを行う場所及び日時

○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所
○宮城県議会議員補欠選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日

○宮選管告示第四百四十九号
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び同法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条の規定により、令和三年十月三十一日執行の衆議院議員総選挙における選挙長、宮城県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和三年十月十九日

選挙管理委員会

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

衆議院小選挙区選出議員選挙

二宮城県第一区

選挙長 加美郡加美町字赤塚二二番地五

同職務代理者 仙台市泉区南光台二丁目一〇番一八号 見田 茂 紀

二宮城県第二区

選挙長 加美郡加美町字赤塚二二番地五 皆川 章太郎

同職務代理者 仙台市泉区南光台二丁目一〇番一八号 見田 茂 紀

四
四
四
四
五
五
五
五
五

する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、五七八

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数

三四一、一一一

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八二、五〇三	岩沼選挙区	一一、一九六
宮城野選挙区	五三、四八一	登米選挙区	二一、九七八
若林選挙区	三八、七一四	栗原選挙区	一八、九四二
太白選挙区	六五、三七八	東松島選挙区	一一、一三八
泉選挙区	五九、八七二	大崎選挙区	三六、〇七七
石巻・牡鹿選挙区	四一、八三八	富谷・黒川選挙区	二五、四七三
塩釜選挙区	一五、三一〇	柴田選挙区	二二、八〇四
気仙沼・本吉選挙区	二一、三三七	亘理選挙区	一三、〇六〇
白石・刈田選挙区	一三、二一六	宮城選挙区	一三、八七七
名取選挙区	二一、六三七	加美選挙区	八、二九五
角田・伊具選挙区	一一、七五〇	遠田選挙区	一一、三九九
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、六九四		

○宮選管告示第百五十五号

令和三年十月十八日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数

とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三四一、一一一

○衆選一告示第一号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区

選挙長 皆 川 章太郎

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁

仙台市青葉区堤通雨宮町四一七

宮城県仙台合同庁舎

○衆選一告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区

選挙長 皆 川 章太郎

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁

二 日時 令和三年十月二十八日

午後五時

○衆選二告示第一号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区

選挙長 皆 川 章太郎

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁

仙台市青葉区堤通雨宮町四一七

宮城県仙台合同庁舎

○衆選二告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区における選挙立会人のくじは
次のとおりこれを行う。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区

選挙長 皆川 章太郎

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 令和三年十月二十八日 午後五時

○衆選三告示第一号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区における選挙長の事務を行
う場所を次のとおり定める。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区

選挙長 小野 純一郎

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

仙台市青葉区堤通雨宮町四一七 宮城県仙台合同庁舎

○衆選三告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区における選挙立会人のくじは
次のとおりこれを行う。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区

選挙長 小野 純一郎

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 令和三年十月二十八日 午後五時

○衆選四告示第一号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区における選挙長の事務を行
う場所を次のとおり定める。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区

選挙長 小野 純一郎

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁
仙台市青葉区堤通雨宮町四一七 宮城県仙台合同庁舎

○衆選四告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区における選挙立会人のくじは
次のとおりこれを行う。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区

選挙長 小野 純一郎

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 令和三年十月二十八日 午後五時

○衆選五告示第一号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区における選挙長の事務を行
う場所を次のとおり定める。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区

選挙長 植木 俊哉

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

仙台市青葉区堤通雨宮町四一七 宮城県仙台合同庁舎

○衆選五告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区における選挙立会人のくじは
次のとおりこれを行う。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区

選挙長 植木 俊哉

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 令和三年十月二十八日 午後五時

○衆選六告示第一号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第六区における選挙長の事務を行
う場所を次のとおり定める。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第六区

選挙長 植 木 俊 哉

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁

仙台市青葉区堤通雨宮町四一七

宮城県仙台台合同庁舎

○衆選六告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第六区における選挙立会人のくじは

次のとおりこれを行う。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第六区

選挙長 植 木 俊 哉

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁

二 日時 令和三年十月二十八日

午後五時

○衆比選告示第一号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の事務を行う

場所を次のとおり定める。

令和三年十月十九日

衆議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 戸 井 秀 一

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁

仙台市青葉区堤通雨宮町四一七

宮城県仙台台合同庁舎

○衆比選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会の選挙立会人のく

じは次のとおりこれを行う。

令和三年十月十九日

衆議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 戸 井 秀 一

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁

二 日時 令和三年十月二十八日

午後五時

○国審宮告示第一号

令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における宮城県審査分会長の事務を行う場

所を次のとおり定める。

令和三年十月十九日

最高裁判所裁判官国民審査

宮城県審査分会長 戸 井 秀 一

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁

仙台市青葉区堤通雨宮町四一七

宮城県仙台台合同庁舎

○宮選管告示第百五十六号

令和三年十月三十一日執行の宮城県議会議員補欠選挙（石巻・牡鹿及び多賀城・七ヶ浜選挙区）に

係る公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第三項の規定による選挙人名簿選挙時登録の

基準日を次のとおり定める。

令和三年十月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員 長 皆 川 章 太 郎

選挙時登録の基準日

令和三年十月二十一日